

組合員各位

## 被保険者証の更新について

春分の候、皆様のますますのご健勝を心よりお慶び申し上げます。

平素より組合の事業運営につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、被保険者の皆様が現在お持ちの被保険者証は、令和6年3月31日で有効期限を迎えますので、令和6年4月1日からご使用していただく新被保険者証をお送りいたします。

なお被保険者証の更新は今回で最後となり、令和6年12月2日からは、加入等による保険証の新規発行の廃止、現在組合に加入の方は更に1年後の令和7年12月1日有効期限の被保険者証を発行し、この間に75歳に達する方の有効期限は75歳の誕生日の前日となり、75歳以降は後期高齢者医療制度に移行することになります。

従って、令和7年12月2日以降は、マイナ保険証によるオンライン資格か、マイナ保険証をお持ちでない方は組合より発行する資格確認書を使って医療機関等を受診することになります。マイナ保険証をお持ちでない方は今一度、ご検討下さい。

また、被保険者証の裏面に【臓器提供意思表示欄】がありますので、臓器提供の意思表示に是非ご協力願います。

被保険者証の保管にご配慮いただくと共にご使用等にあたりましては下記並びに本文書の裏面の「注意事項」についてご理解、ご協力をお願い申し上げます。

4月以降、現在お持ちの有効期限切れの被保険者証につきましては、ご自分で破棄して頂くか、組合に返還して頂くことも可能となっております。

### 記

#### ◎一部負担割合

- ・義務教育就学前 . . . . . 2割負担
- ・義務教育就学後～69歳 . . . . . 3割負担
- ・70歳～74歳 . . . . . 高齢受給者証に示す割合

◎被保険者証の氏名（フリガナ）・生年月日・性別等をご確認のうえ、誤りがある場合はお知らせ下さい。

◎氏名・住所の変更、また家族に異動のある場合は、14日以内に届出が必要ですのでご連絡下さい。

◎高校、大学等で親元(組合員の元)を離れる際(住民票を移す場合)は届用紙がございますのでご連絡下さい。

(裏面へ)

## 注 意 事 項

1. 被保険者証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
2. 保険医療機関等について診療を受けようとするときは、必ず被保険者証を（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は高齢受給者証を添えて）その窓口で渡してください。
3. 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割となります。  
また70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、高齢受給者証に示す割合となります。
4. 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに被保険者証を組合に返還してください。
5. 被保険者証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、被保険者証を添えて、組合にその旨を届け出てください。
6. 不正に被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

※特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、被保険者証を返還していただくことがあります。

また、特別の事情がないのに納期限から1年間経過しても保険料を滞納している場合、被保険者証を返還していただくこととなります。



〒062-0931

札幌市豊平区平岸1条8丁目5番12号

北海道薬剤師国民健康保険組合

TEL 011-812-1161

FAX 011-812-1162

E-mail : [douyakukokuho@royal.ocn.ne.jp](mailto:douyakukokuho@royal.ocn.ne.jp)

URL : <http://www.douyakukokuho.jp/>

